

地域再建被災者住宅等支援事業について（支援法適用地域）

綾部市及び京都府では、平成30年7月豪雨により、被災地域の再建を目的に、被災された方々の住宅再建支援の一環として、支援制度を設けております。

○地域再建被災者住宅等支援補助金制度

1 対象となる方

綾部市内の住宅に自ら居住し、平成30年7月豪雨により被害を受けられた世帯主の方で、綾部市内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住される方が対象です。

2 補助対象となる経費

住宅再建経費：被災住宅の再建等（建替、購入、補修、賃借）経費 等

住宅再建関連経費：被災住宅の清掃費、家具、家電製品購入費 等

住宅再建融資返済経費：災害復興住宅融資（建替、購入、補修）を利用した場合の返済に要する経費

3 補助金額

ア 住宅再建経費・住宅再建関連経費

次の算定式による補助金額を補助します。

<算定式>

補助金 = A + B（補助金額の上限を限度）

A：「住宅再建経費」×1/3－「被災者生活再建支援法の支援金」

Aの額が50万円（賃借は25万円）未満の場合、50万円（賃借は25万円）を上限に実費額。

B：「住宅再建関連経費」 5万円を限度

<補助金額の上限>

被害区分	被災住宅の 再建方法	補助限度額	被災者生活再建支 援制度（国制度）	合 計
全 壊	建替え・購入	150万円	300万円	450万円
	補修	100万円	200万円	300万円
	賃借	75万円	150万円	225万円
大規模半壊	建替え・購入	100万円	250万円	350万円
	補修	60万円	150万円	210万円
	賃借	40万円	100万円	140万円
半 壊	建替え・購入・補修	150万円	—	150万円
一部破損・床上浸水	建替え・購入・補修	50万円	—	50万円

イ 住宅再建融資返済経費

対象融資の貸付の実行日から5年以内の利息相当額を補助します。

<試算>

融資額:730万円、金利:年0.55%、返済期間:20年(元金据置期間なし)の場合
合計 約17万円(毎年度、当該年度分の利息相当額を交付します。)
千円未満切り捨て等の関係で、実際と異なる場合があります。

<対象融資> 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資

対象工事	金利	融資限度額※1	返済期間※2	元金据置期間
建設	0.55% (H29.10.20現在)	1,650万円	木造(一般) 25年以内 耐火等 35年以内	3年以内 設定可能
購入			リ・ユースプラス住宅等 35年以内 リ・ユース住宅等 25年以内	
補修		730万円	20年以内	1年以内 設定可能

※1: 災害復興住宅融資のうち、土地取得、整地、特例加算額に係る融資は対象となりません。

※2: 詳細は住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資のご案内」をご覧ください。

住宅金融支援機構のお問い合わせ先・申込み関係書類の請求先
お客様コールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353

4 申請にかかる必要書類

交付申請書や、り災証明書、支援対象経費の額を確認できるもの(住宅再建融資返済経費については災害復興住宅融資の利用に関して確認できるものも)等

5 申込期限 詳細は別途ご案内いたします

6 申込・お問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 0773-42-4284(直通)
0773-42-3280(代表)
(内線333)

～ 申請までに準備しておくもの ～

- 被害状況と再建後の写真
- 工事・修繕の見積書や領収書
- 材料代、家具・家電等購入の領収書(レシート類)
- り災証明書・住民票(無料交付)